条例の点検・見直しシート

P			作瓦	15年月日	平成24年6月29日
条例の題名		三重県立職業能力開発施設条例	公	布 日	昭和39年3月25日
条例番号		昭和39年三重県条例第35号	直近	5 改正日	平成21年3月25日
所管部局課		雇用経済部雇用対策課	電	話 番 号	059-224-2465
条例の概要 等技術学校の設置・運営に関し、必要な事項を定める					
視点		項目		回答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。		妥当	はい	公共職業能力開発施設である津高等技術学校は、現在も多数の職業訓練を実施しており、 県民の職業能力開発のために重要な施設として、現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。		はい	職業能力開発促進法第16条第1項の規定により、果には職業能力開発校の設置義務があり、 県民の職業能力の向上を実現するための施設として、今後も公的な関与を行う必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい	職業能力開発促進法第16条第3項の規定により、条例で規定する必要がある。
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	職業能力開発促進法
適法	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			はい	
性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い はない。		はい		
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。		はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい	
有効	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。		はい		
性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。		はい	津高等技術学校運営に関して必要な規定であり、一部でも廃止した場合、適正な運営ができなくなるおそれがある。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であっ て、廃止すべき規定はない。			はい	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。		いいえ	地域主権改革一括法により職業能力開発促進 法に規定している項目の一部が条例委任され たため、条例での追加記載が必要である。	
·	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。		はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。		であ	はい	
公平性	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。		はい	津高等技術学校が実施する職業訓練は、広い 対象者が受講可能である。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていな い。		はい	コストは国からの交付金及び 県税でまかなっ ており、限定的でない。	
そ	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。		体と	該当なし	
の 他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点		理由		特	記事項目表別有効期限
検・見直し結果	改正を検討する。		れた	平成24年 提案予定	「見量しに関する規制を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を